

可児市庁舎等における通話録音装置の設置及び管理運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、行政サービスの質の向上を図るとともに、犯罪の防止及び職員への不当な圧力を排除することを目的として庁舎等に設置する通話録音装置の管理運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎等 可児市役所、可児市子育て健康プラザ及び可児市水道部庁舎をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話開始とともに、自動で通話内容を録音し、記録する装置をいう。
- (3) 通話記録 通話録音装置により録音された音声及び記録された通話日時、通話時間、通話当事者の電話番号等の電磁的記録をいう。
- (4) 記録媒体 通話記録を電磁的方法により記録したハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。

(管理責任者等)

第3条 通話録音装置の適正な運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び通話録音装置操作取扱者（以下「操作取扱者」という。）を置く。

2 前項の職に充てる職員及び職務の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	職 員	職務の内容
管理責任者	総務部管財検査課長	通話録音装置及び通話記録を管理すること、並びに操作取扱者を指名し、当該操作取扱者に指示すること。
操作取扱者	総務部管財検査課の職員のうち、管理責任者が指名するもの	管理責任者の指示に従い通話録音装置を操作し、通話記録の管理を行うこと。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音装置の設置、利用目的、管理方法等について、市のホームページ等において公表するものとする。

(個人情報の取扱い)

第5条 通話記録に含まれる個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び可児市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年可児市条例第5号）その他の関係法令の規定により適切に取り扱うものとする。

- 2 管理責任者は、通話記録の漏えい、改ざん、不正利用の防止その他安全に運用するため必要な措置を講じなくてはならない。
- 3 管理責任者及び操作取扱者は、職務上知り得た通話記録に係る情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6条 通話記録は、法令に基づく場合を除き、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(事前告知)

第7条 通話録音装置を使用して録音するときは、通話の相手方に録音する旨の告知をするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 脅迫、恐喝など不当要求行為に該当する場合、刑事事件に発展するおそれがある場合、その他トラブル等に発展するおそれがあると認められるとき。
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、告知しないことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

(通話記録の保存期間等)

第8条 通話記録は、通話録音装置本体内の記録媒体の記録容量の範囲で当該機器により自動更新されるまでとする。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

- (1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員から犯罪捜査の目的による要請を受けたとき。
- (2) その他証拠保存等のため特に必要なとき。

2 管理責任者は、記録媒体を処分する場合は、破砕その他の録音データを復元することができない方法により行うものとし、処分した日時、方法等を記録する。

(通話記録の管理等)

第9条 通話記録は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 録音及び記録した時の状態で保存し、改変しないこと。
- (2) 記録媒体に記録されたときは、当該記録媒体のみに保存（前条第1項各号該当するとき、及び法令に基づき外部提供するときを除く。）すること。
- (3) 管理責任者及び操作取扱者以外の者による通話記録の再生、複製、転送及び持出し（以下「再生等」という。）を禁止し、操作取扱者が再生等を行うときは、管理責任者の許可を得て行うこと。

(保守点検)

第10条 管理責任者は、通話録音装置及び記録媒体の機能維持のため、定期的に保守点検を行い、使用期限が経過する記録媒体は交換するものとする。

(苦情の処理)

第11条 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、通話録音装置の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年2月28日から施行する。